

内閣参質一一二第一九号

昭和六十三年六月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 宮澤喜一

参議院議長 藤田正明殿

参議院議員黒柳明君提出日米地位協定改定問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出日米地位協定改定問題等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

在日米軍従業員労務費につき、先般行つた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和六十二年条約第二号）の改正以外の措置は、政府部内において検討しておらず、現在我が国が負担することとしている経費以外の経費については、米側により負担される。

三について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）の改正を検討し

ているということはない。

四について

フィリピンに対するいわゆる多国間援助構想については、まだ具体的提案に接しているわけではないので、政府としての立場を述べることが差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、フィリピン政府及び同国民が進めている新たな国造りの努力に対し、できる限りの協力を
行うとの方針である。